

Sustainability Assurance Insights

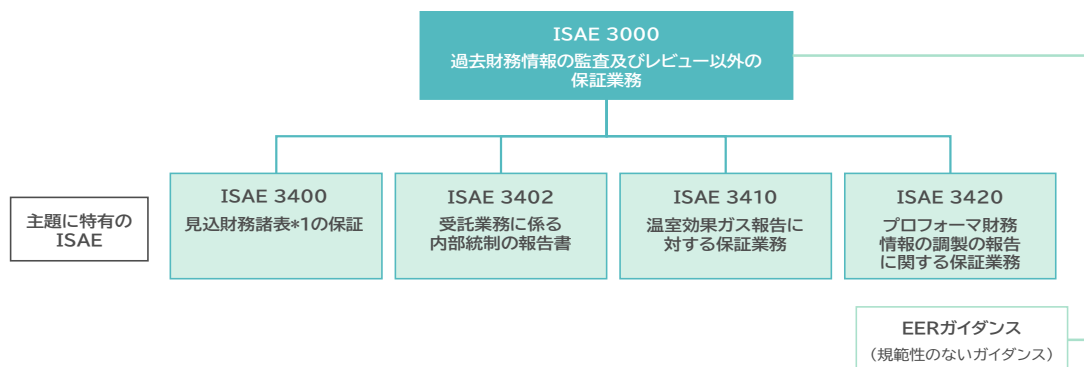
vol.2

国際的な保証業務基準

1 IAASB が公表する保証業務基準の体系

国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB）は、保証業務に関する国際的基準として、国際保証業務基準3000(改訂)「過去財務情報の監査及びレビュー業務以外の保証業務」(原題: *International Standard on Assurance Engagements 3000 (REVISED), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information*) (以下「ISAE 3000」という。)をはじめとした複数の基準を公表しています。

ISAE 3000は、過去財務情報の監査及びレビュー業務以外の保証業務における一般的な要求事項及び適用指針のみを定めた包括的な基準です。そのため、ISAE 3000を基本とし、温室効果ガス(GHG)報告や受託業務に係る内部統制の保証報告書といった主題に特有の個別の基準が策定されています。また、「サステナビリティ及びその他拡張された外部報告(EER)に対する保証業務へのISAE 3000(改訂)の適用に関する規範性のないガイダンス」(以下「EERガイダンス」という。)も公表されています。



*1 Prospective Financial Information

2 ISAE 3000(改訂)「過去財務情報の監査及びレビュー業務以外の保証業務」

(1) 適用範囲等

ISAE 3000は、国際監査基準(International Standard on Auditing:ISA)及び国際レビュー業務基準(International Standard on Review Engagements:ISRE)が対象とする過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務に適用される基準です。サステナビリティ情報、ESG情報など、過去財務情報以外の情報に対する保証業務には、現在、ISAE 3000が適用されています。

なお、ISAE 3000は、公認会計士以外の保証業務実施者も適用することができる基準となっています。

(2) 職業倫理規程及び品質マネジメント基準の遵守

ISAE 3000は、業務実施者に以下を求めています。

- 業務実施者及び業務チームのメンバーは、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が公表した「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)」又は当該規程の要求を「少なくとも満たす(at least as demanding)」その他の職業専門家の要求事項や法令等の要求事項に従っていること。
- 業務実施者は、国際品質マネジメント基準を適用している事務所に所属している、又は当該基準の要求を「少なくとも満たす(at least as demanding)」その他の職業専門家の要求事項若しくは法令等の要求事項を適用している事務所に所属していること。

保証業務を実施する事務所における独立性基準を含む倫理規程及び品質マネジメント基準の遵守は、公共の利益の確保や、高品質な保証業務の提供に当たって必要不可欠であると考えられているためです。

(3) 合理的保証と限定的保証*2

ISAE 3000では、「合理的保証業務」と「限定的保証業務」の両方の取扱いを定めています。両者は、保証業務リスクの程度により分類され、実施される手続の種類、実施時期、範囲などに違いがあります。ISAE 3000では、限定的保証と合理的保証で求められる作業の差が明確になるよう、各規定を表形式で並べて示しています。合理的保証業務か限定的保証業務かは、業務の内容・目的等によって決まります。なお、財務諸表監査は、合理的保証業務となります。

*2 合理的保証と限定的保証については、Sustainability Assurance Insights vol.1 参照

(4) 「サステナビリティ及びその他拡張された外部報告(EER)に対する保証業務へのISAE 3000(改訂)の適用に関する規範性のないガイダンス」

IAASBはISAE 3000を拡張された外部報告(Extended External Reporting:EER)に適用する際に利用できる規範性のないガイダンス文書を公表しています。EERには、ESG報告、統合報告、CSR、GHG報告など、サステナビリティ報告及び他の様々な形式の報告が含まれます。本ガイダンスは、ISAE 3000を基礎としつつ、EERに対する保証業務に関して識別された特有の課題に対応するために作成されたものです。ガイダンス文書としての性質上、ISAE 3000を超える要求事項は含まれておらず、ISAE 3000の要求事項や適用指針を変更するものではないことに留意が必要です。

ワンポイント!

ガイダンス文書は、IAASBが公表する規範性のない資料(Non-Authoritative Material)の一つです。規範性のない資料には、IAASBが公表する実務ノートやIAASBのスタッフ文書なども含まれます。また、IAASBが公表する国際基準の一部を構成するものではありません。

3 国際保証業務基準(ISAE) 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」

(1) 適用範囲等

ISAE 3410は、GHG報告に対する保証業務に適用される基準です。GHG報告に対する保証業務を行う業務実施者の責任及び実施手続に関する要求事項及び適用指針が示されています。

ワンポイント!

温室効果ガス(GHG)とは、二酸化炭素、メタンなどの地上から出る熱を大気中に保つ働きを持つガス(気体)のことです。全てのビジネスにおいて、直接的又は間接的に温室効果ガスを排出するプロセス、製品又はサービスがあります。GHG報告は、特定期間における事業体のGHG排出量を算定した報告書です。

(2) ISAE 3000との関係

ISAE 3410は、ISAE 3000の下に策定された、GHG排出量という特定の事項に関する保証業務基準です。ISAE 3410を適用して業務を実施する場合は、ISAE 3000の要求事項も遵守する必要があることに留意が必要です。

(3) GHG報告の保証業務特有の事項

ISAE 3410では、GHG報告に対する保証業務特有の課題に対する事項が定められています。例えば、以下の事項です。

① 複数の専門性を有するチーム

ISAE 3410に基づく業務は、通常、1人以上の専門家を含む複数の専門性を要するチームによって実施されることが想定されています。その業務チーム全体として、以下を含む必要な専門的能力を保有する必要があるとされています。

- 保証業務に関わる技能
- GHGに関する能力（例えば、排出量報告、GHGの算定、測定手法等に関係している法令及び規則の理解など）

② 現地調査

状況次第では、施設の現場での手続の実施（「現地調査」とも言われる。）が、企業を理解したり、評価した重要な虚偽表示リスクに対応したりする際、重要となることがあるとされており、現地調査及びその業務の状況において現地での手続実施が必要かどうかに関する実務的な指針が提供されています。

10分でわかる！
IAASB ボード会議シリーズ
説明動画配信中



（執筆者）日本公認会計士協会 監査グループ事務局
（発行日）2023年12月13日



業務本部 監査グループ

E-mail: kansa@sec.jicpa.or.jp

URL: <https://jicpa.or.jp/>



[JICPA 監査・関連情報 \(@jicpa_audit\)](#)

